

AV出演強要・「JKビジネス」等の被害にご注意ください。

4月は「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」です！

近年、若い女性がアダルトビデオ（AV）への出演を強要されたり、「JKビジネス」と呼ばれる営業により性的な被害に遭ったりする問題が発生しています。特に4月は、生活環境が大きく変わる時期で、こうした被害に遭うリスクが高まることが予想されます。そのため、4月を「AV出演強要・「JKビジネス」等被害防止月間」としました。

こうした問題に関する政府の情報サイトが開設されています。もし、困っている場合は、下記URLを参照いただくとともに、最寄りの警察署等の相談窓口（裏面参照）に相談してください。



いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する啓発サイト

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html



●JKビジネスの被害事例

「JKビジネス」店で稼働する被害者（女子高校生）に対して、客が支払うコース料金のお半を店側が徴収しつつ、遅刻、無断欠勤には罰金を科して管理するなど、裏オプションとして性交等をしなければ金を稼げない状況にして、客と性交等をさせていた事例。



●AV出演強要問題の被害事例

アイドルの格好をするコスプレモデルをインターネット上で募集し、連絡してきた被害者（女子高校生）を美容室に連れて行きヘアセットをした後に、撮影スタジオに連れて行き、身分証明書を持たせた姿を撮影。更に「実技OKです」等と書かされた上でAV出演を強要。

被害者（女子高校生）が出演を拒否すると「美容代金を返せ。弁護士がいる。大変なことになるぞ。」などと迫り、AVに出演させられた事例。



文部科学省

お問い合わせ 文部科学省 生涯学習政策局 男女共同参画学習課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2 電話：03-5253-4111(内線 3073) FAX：03-6734-3719

相談窓口 一覧



警察相談専用電話

発信地を管轄する各都道府県の警察本部等の総合窓口
に直接つながる。相談者のプライバシーの保護や心情・
境遇などに配慮しながら相談に対応。

連絡先

#9110 (最寄りの警察署でも受付可)

最寄りの警察署

アダルトビデオ出演強要に関する各種トラブル等に関
する相談

連絡先

各都道府県の警察本部にお問い合わせください。

日本司法支援センター（法テラス）

様々な法的トラブルの解決に役立つ適切な法制度や
相談窓口を紹介。

連絡先

1 法テラス・サポートダイヤル

0570-078374
(IP電話：03-6745-5600)

2 多言語情報提供サービス

0570-078377

対象：外国語（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルト
ガル語、ベトナム語、※タガログ語）を話される方
※タガログ語は平成29年4月3日から対応開始

3 全国の法テラス事務所（法テラス・サポートダイヤル 又はウェブサイト以最寄りの事務所を御確認ください）

違法・有害情報相談センター

インターネット上の違法・有害情報に対し適切な対応
を促進する目的で、関係者等からの相談をウェブフォー
ムで受け付け、対応に関するアドバイスや関連の情報
提供等をメールで行なう相談窓口。（総務省支援事業）

連絡先

インターネット上の相談フォーム
(URL:<http://www.ihaho.jp/>)

子どもの人権110番

子どもの人権問題に関する相談窓口。関係機関と連携
して被害児童の保護など、被害の救済を図る。

連絡先

0120-007-110

児童相談所

児童福祉法第12条に基づき設置され、子どもに関する
家庭、その他から、子どもが有する問題等について
相談に応じ、必要に応じた措置を行う。

連絡先

189 ※最寄りの児童相談所につながります。

女性の人権ホットライン

女性の人権問題に関する相談窓口。関係機関と連携し
て被害女性の保護など、被害の救済を図る。

連絡先

0570-070-810

女性センター（男女共同参画センター等）

女性に対する暴力を始め、女性が抱えるさまざまな問題
に関する情報提供や相談等（施設によって対応内容が異なり
ます。詳細はそれぞれの女性センターにご確認ください。）

連絡先

詳細はそれぞれの女性センターにお問い合わせください。

婦人相談所

売春防止法第34条に基づき、各都道府県に設置されて
おり、要保護女子に関する各般の問題について相談や
一時保護等を実施。配偶者からの暴力、ストーカー、
人身取引等の被害者への支援を対応。

連絡先

最寄りの自治体にお問い合わせください。

総合労働相談コーナー

あらゆる労働問題の相談についてワンストップで対応
し、労働関係法令の違反が疑われる場合は行政指導
等の権限を持つ担当部署に取り次ぐ。

連絡先

最寄りの各都道府県労働局、労働基準監督署に設置
されている総合労働相談コーナーへお問い合わせください。